

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年10月22日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南春日地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区	”
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 夫婦塚地区	”
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 法徳地区	”
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 堂の池地区	”